

# 財政政策と金融政策の境界線

## 1. 政府の範囲

一般政府				公的組織 独立行政法人 公益法人 第3セクター など	中央銀行
中央政府		地方政府	社会保障基金		
一般会計	特別会計				

←-----最広義の政府部門-----→



## 2. 伝統的金融政策から非伝統的金融政策へのシフト

伝統的 (正常時)		→		非伝統的 (異常時)	
金利政策 国債購入	ゼロ金利政策 量的緩和政策 国債購入増額	日銀法 38 条 日銀法 43 条	マイナス金利政策 その他資産購入	無利子国債活用 政府紙幣（中銀還流）	政府紙幣（中銀非還流）
預金準備率操作 <為替介入>	適格担保拡充 <非不胎化為替介入> 株・CP・社債等購入 企業・家計の直接支援				統合政府・中銀再構築

(注) 政策手段は例示（他にも想定可能）。並びも仮置き。